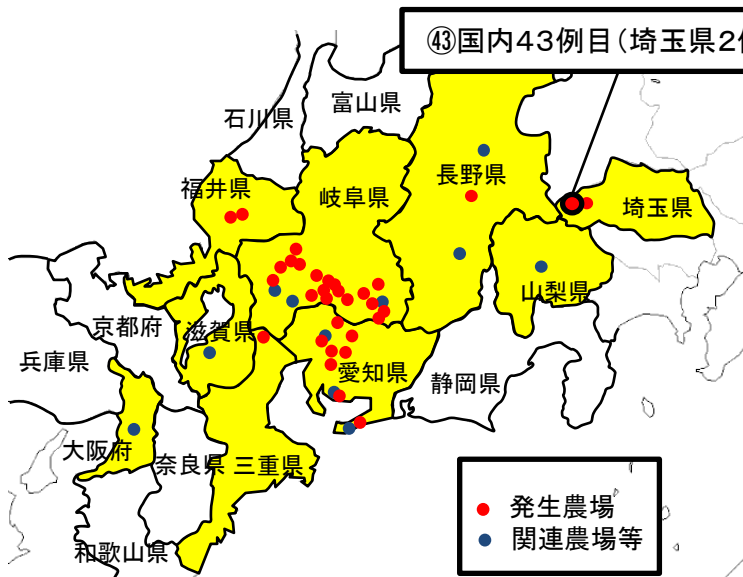


# 埼玉県の養豚場で豚コレラが続発(国内43例目)!

9月17日、埼玉県秩父郡小鹿野町の養豚場において豚コレラの疑似患畜が確認されました。埼玉県では2例目の発生となります。

飼育施設への部外者の立入制限と車両・靴等の消毒、施設周辺の消毒やネズミ駆除などの衛生対策を確実に実施してください。



## 【43例目の概要】

### ◆発生農場

埼玉県秩父郡小鹿野町  
1, 118頭 飼養

### ◆経過

- ・9月16日に養豚場から異常豚の通報があり、埼玉県の立入検査の結果、豚コレラの疑い。
- ・9月17日、豚コレラ疑似患畜と判明。
- ・この農場は、1例目の農場の搬出制限区域に所在。

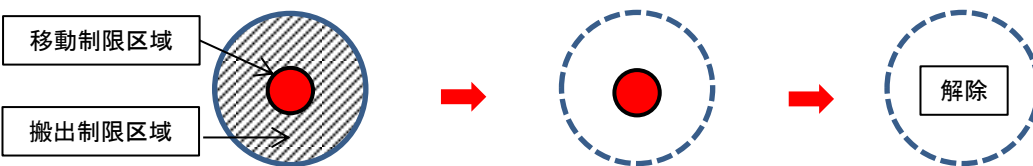
## 豚コレラが発生したときの対応

### ▶発生施設では・・・

豚コレラの発生が確認されますと、まん延防止のために①発生施設で飼育されている全ての豚やいのししの処分、②飼料や糞尿などの汚染物品の焼埋却、③畜舎と衛生管理区域内の徹底消毒を行います。

### ▶周辺の区域では・・・

発生施設での①～③の防疫措置と同時に、下のイメージ図のように、発生場所を起点として半径3km以内の区域が移動制限区域に、移動制限区域に外接する半径10km以内の区域が搬出制限区域に設定されます。この区域の設定は、豚やいのししの施設を対象とします。



移動制限区域内では飼養豚や飼料・糞尿・物品など(以下「豚など」)を施設から移動することが禁止されます。また、搬出制限区域内の施設では、半径10kmの区域外に豚などを搬出することが制限されます。

発生施設での防疫措置と平行して、移動制限区域内の飼養豚を検査します。陰性であれば、発生施設での防疫措置完了後に、移動制限区域内の飼養豚を再度検査します。この検査でも陰性であれば、まず搬出制限区域が解除されます。その後、移動制限区域内で異状が無ければ移動制限区域も解除されます。

※現在、農場や野生いのししの発生場所が拡大しています。引き続き、警戒をお願いします。

京都府山城家畜保健衛生所 TEL:0774-52-2040(休日・夜間は転送されます。)

FAX:0774-52-2030

京都府は、毎月10日を10(テン)検の日と定め、家畜所有者の皆様に飼養衛生管理基準の自主点検をお願いしています。